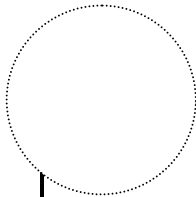


受付印

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 特別徴収



特別徴収義務者 指定番号	
-----------------	--

中標津町長殿 平成 年 月 日提出	給与支払者 特別徴収義務者	氏名または名称	所在地	担当 者	所属
					氏名
					電話

給与所得者	個人番号		(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ウ)-(イ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収	退職時ま での給与 支払額
	氏名	(旧姓)	円	月分から 月分まで	円	・	1.退職 2.転勤 3.休職 4.長期欠勤 5.死亡 6.その他	1.特別徴収継続 2.一括徴収 3.普通徴収 (理由)	円
	1月1日 現在の 住所								控除社会 保険料額
	転居先 ・ 正住所			円					円

1. 特別徴収継続(転勤等により新しい勤務先で特別徴収の継続を希望される場合は、次の欄にご記入ください。)

新しい 勤務先	所在地		指定番号	
	名称(氏名)		電話番号	
新しい勤務先へは、月割額 円を 月分より徴収するよう連絡済みです。				

2. 一括徴収(未徴収税額を一括徴収される場合は、次の欄にご記入ください。)

一括徴収 の理由	1.異動が12月31日までで、申し出があったため。	異動者印	徴収予定月日	徴収予定額と同額
	2.異動が1月1日以降で、特別徴収継続の希望がないため。			
一括徴収した税額は(月分)と一緒に納入します。				

記載心得

- 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。
- 特別徴収に係る給与所得者異動届出所
この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある者が給与を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知のあった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。
- 「個人番号」欄には、これらの届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収額の通知書に記載された個人番号を記載してください。
- 「1月1日現在の住所」欄には、1月1日現在居住している住所、「転居先・正住所」欄には転居先もしくは、住民票のある住所地の住所を記載してください。
- 「異動後の未徴収税額の徴収」欄には、次の要領により記載ください。
(1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「特別徴収継続」を○で囲んでください。

※市町村記入欄

- 退職後平成 年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、「一括徴収」を○で囲んでください。
- (1)又は(2)に該当しない場合には、「普通徴収」を○で囲むとともに、その理由を次の中から選んでその番号を「理由」欄に記載してください。(注 次の①から③までの理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の希望がある場合以外は、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません)
①異動が平成 年12月31日までで、一括徴収の希望がないため。
②平成 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下であるため。
③死亡による退職であるため。
- 「退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までに支払の確定した給与の額を、「控除社会保険料額」の欄には、退職時までに給与から控除した社会保険料の額を記載してください。
- 新しい勤務先の所在地、名称(氏名)、電話番号欄には、特別徴収を継続する場合に記入してください。
- 「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。
※印の欄には、記載しないでください。